

だい きほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい きほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう  
**第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）**  
 きほんてき かんが かが げんあん がいようばん  
**【基本的な考え方】原案 概要版**

1 けいかくさくてい もくてきとう  
**計画策定の目的等**

<p>(1) けいかくさくてい しゅしおよ もくてき  <b>計画策定の趣旨及び目的</b></p> <p>こんかい どう しょう ふくししやく きほんてき ほうこうせい しめ ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく              今回、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれ              にもとづく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の              2つの計画を統合し、一体的な障がい福祉サービスを提供することを目的として「第3              期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」を策定します。              なお、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の              確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、「希望するすべての              障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指します。</p>
<p>(2) けいかくきかんおよ ないよう  <b>計画期間及び内容</b></p> <p>れいわ ねんど ねんど ねんど ねんかん けいかくきかん りょう みこ とう              令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、サービス量の見込み等につ              いて定めます。              なお、令和8年度に、目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の              策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行います。</p>
<p>(3) たいしょう しょう しゃ ほんい  <b>対象とする障がい者の範囲</b></p> <p>しょうがいしゃきほんほう もと しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう              障害者基本法に基づき、社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な              制限を受ける状態にある方々を対象としており、難病患者の方々も含んでいます。</p>
<p>(4) しょう ほけんふくしけんいき  <b>障がい保健福祉圏域</b></p> <p>ほっかいどうしょう ほけんふくしけんいき せつてい ほけん いりょう ふくし じゅうそうてき              北海道障がい保健福祉圏域を設定し、保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワー              クを推進します。              なお、この圏域は第二次医療圏と同様に、本道を21に区分しています。</p>

2 けいかく いちづ  
**計画の位置付け**

<p>しょうがいしゃきほんほう もと どうふけんしょうがいしゃけいかく どう さくてい              障害者基本法に基づき都道府県障害者計画として道が策定するものです。              なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項              を定めるものと調和を保ちながら策定します。</p>
---

3 けいかく さくていたいせい  
**計画の策定体制**

<p>(1) けいかく さくていたいせい  <b>計画の策定体制</b></p> <p>しょうがいしゃきほんほう もと せつ              障害者基本法に基づき設              置している「北海道障がい者              施策推進協議会」において              協議。</p>	<p>(2) しちょうそん れんけい  <b>市町村との連携</b></p> <p>21の障がい保健福              祉圏域ごとに設置してい              る「障がい者福祉計画              等圏域連絡協議会」にお              いて意見交換。</p>	<p>(3) どうみんとう いけんほんえい  <b>道民等の意見反映</b></p> <p>道内各地域でタウ              ンミーティングを              開催するとともに、パ              ブリックコメントを              実施。</p>
---	--	--

#### 4 計画策定のポイント

本年5月に示された、国の基本的な指針に即して策定。

なお、計画の統合に際しては、成果目標などより具体的な取組に関する記載がある「障がい福祉計画」を基本に、施策の推進項目については、柱立てを「障がい者基本計画」とおりとし、双方の計画から記載が適当と思われる項目や内容を移行します。

#### 5 計画推進のための基本的な事項

##### (1) 目指す方向

地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を推進します。

##### (2) 計画推進のための基本的な考え方

###### ① 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策等の取組を進めます。

###### ② 生活支援体制・地域移行支援の充実

施設入所者の意向を把握し、関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、ライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や、在宅で生活する障がいのある人が高齢等になった後も、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの充実、地域生活への移行を推進するとともに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。

###### ③ サービス提供基盤の整備

圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めるとともに、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

#### ④ 保健福祉・医療施策の充実

障がいのある人が身近な地域において、保健サービスや医療等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療を推進します。

また、精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

#### ⑤ 人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行い、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

#### ⑥ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築や、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもたちや難聴児への支援の充実など、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

#### ⑦ 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援や、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

#### ⑧ 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進め、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

#### ⑨ 自立と社会参加の促進・取組定着

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

⑩ 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別等の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

⑪ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進するとともに、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

⑫ 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時にもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

6 計画の推進管理

成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

7 策定スケジュール

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 6月  | 北海道障がい者施策推進審議会                 |
| 8月  | 北海道障がい者施策推進審議会                 |
| 9月  | 計画（基本的な考え方）～議会報告<br>・タウンミーティング |
| 10月 | 北海道障がい者施策推進審議会                 |
| 11月 | 計画（素案）～議会報告                    |
| 12月 | 計画（素案）に対するパブリックコメント            |
| 1月  | 北海道障がい者施策推進審議会                 |
| 2月  | 計画（案）～議会報告                     |
| 3月  | 計画策定                           |